

令和7年12月10日  
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」  
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、1件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見2件）の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和7年9月25日（木）から同年10月24日（金）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）又は郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
<p>公益通報に関する法律が充実することで、国や国民のためになると考えます。</p> <p>案に賛成です。</p> <p>一方、公益通報者保護法について、2024年に起きた兵庫県を取り巻く問題でよく耳にします。</p> <p>しかし、法律の運用や、通報があった場合の対処等が、広まってないと個人的に感じます。</p> <p>通報に関する文書なのか、嫌がらせの怪文書なのか、ネットで憶測が広まるのを目の当たりにしました。</p> <p>今のネット環境は、正しい情報より</p>	<p>第一文及び第二文は、改正案に賛同の御意見として承りました。</p> <p>第三文以降は、公益通報者保護法制全般に係る御意見として承りました。</p>

も、刺激的な情報が広まりやすい傾向にあります。

法律の制定だけでなく、従業員・事業者向けに告知や啓発活動もお願いしたいです。

また、公益通報者に対して(正しい目的でも、不正の目的であっても)、誹謗中傷等や私刑があってはならないことも併せて広める必要があると考えます。

長くなったので、まとめさせていただきます。

○政令の案には賛成です。

○改正した法律や、現行法の理解が深まるよう、国民に啓発活動をお願いします。

以上です。

よろしく申し上げます。

以 上